主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人渋谷正俊の上告趣意について。

所論は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても、同四一一条 を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年二月六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	3 川	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介